

豊中市生活保護システム標準化に関する情報提供依頼

1. 背景と目的

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「標準化法」という。）が令和 3 年（2021 年）9 月に施行され、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化（以下「標準化」という。）が推進されることとなりました。

標準化法では、地方公共団体に対し、標準化基準（標準化法第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項に規定する基準）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用が義務付けられています。また、標準準拠システムは、ガバメントクラウド（デジタル庁の「地方公共団体情報システム標準化基本方針」4.3.1 に規定）を利用することが原則とされています。

本市においては、生活保護システムが特定移行支援システムに該当し、現行システムから標準準拠システムへの移行計画の再検討や移行費用の見直しを行う必要があります。

つきましては、本市への生活保護システム標準準拠システムの提供の可否、導入スケジュール等について、下記のとおり情報のご提供をお願いいたします。なお、本依頼の結果により、今後の契約等が確約されるものではないことをご了承ください。ご多忙中、大変恐縮ではございますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

2. 情報提供依頼の内容について

(1) 情報提供依頼の目的

本件は、標準準拠システムへの移行に関し、今後の検討をより円滑に進めるためにご協力いただける事業者様を確認するために実施するものです。

(2) 対象範囲

情報提供依頼の対象範囲は以下のとおりです。なお、回答に当たっては全範囲である必要はありません。「生活保護システムのみ」など、一部範囲で回答いただいても差し支えありません。

- 生活保護システム：生活保護システム標準仕様書（レセプト管理システムは除く）
- 中国残留邦人等支援給付システム：貴社パッケージシステムの標準機能範囲

(3) 前提条件

標準準拠システムは下記条件にて導入を検討しています。下記条件を考慮の上で情報提供をお願いいたします。

- 今回の情報提供依頼では、生活保護システム及び中国残留邦人等支援給付システム

を対象とする。

- 本市と同等の住基人口（人口 40 万人以上）の自治体にて、該当システムを導入・保守サポートしていること。
- 初期導入費用及び運用費用が安価であること。
- 利用期間を通じて確実に運用が可能なシステム、継続して運用・保守業務を提供できること。
- 文字情報基盤として整備された文字セットによる運用を想定すること。
- カスタマイズを必要とせず、市職員が容易にデータ抽出でき、ダウンロードできる機能を有すること。
- 情報セキュリティが優れたシステムであることが望ましい。
- 移行方式はリフト&シフトとし、共同利用方式の場合はガバメントクラウド上にシステム構築する。中国残留邦人等支援給付システムに関してはガバメントクラウド上での構築又はオンプレミス（市が提供する仮想化基盤）での構築とする。
- 本市では連携用オブジェクトストレージとして AWS が提供している S3 を利用する予定

(4) 情報提供依頼内容

本件において本市が求める情報を以下に示します。

- プロポーザルへの参加可否
- アプリケーション提供方法（共同利用方式／単独利用方式）
- 利用（構築）する CSP
- 導入実績及び導入予定（政令市、中核市における標準準拠システムの稼働実績及び稼働予定）
- 想定される構築スケジュール（下記本市想定スケジュールへの対応が可能か、困難である場合は貴社における想定スケジュール）
- 標準準拠システム構築に要する費用の見積り（概算費用）
- その他提案事項
- 本市が想定する運用への対応可否

※可能であればご提供いただきたい資料

- 貴社システムの標準化対応方針が分かる資料
- 貴社標準準拠システムの特徴
- システム内のデータ連携方法（密結合／疎結合）
- システム外とのデータ連携方法（API 連携／ファイル連携）
- クラウドネイティブ対応（マネージドサービスの利用範囲）
- 標準化後のシステム運用の考え方
- 標準準拠システム稼働までの進め方

- 契約から標準準拠システム稼働までに市側が行う作業工程
- 講演資料、既存ユーザー向けの資料で網羅されている場合には、そのままご提供ください。今回の回答用に加工いただく必要はありません。
- 上記項目全てを網羅していなくても構いません。

(5) 想定スケジュール

令和7年 4月：情報提供依頼

令和7年 5月～6月：情報収集、見積書取得（必要に応じヒアリング等実施）

令和7年 7月～12月：事業者選定に向けた準備（必要に応じヒアリング等実施）

令和8年 1月～3月：事業者選定作業（RFPを想定）

令和8年 4月頃：導入事業者決定、システム構築開始

令和9年 9月頃：本稼働

3. 現行システムの概要等

(1) 現行システム及び現行システムベンダ（敬称略）

- 生活保護システム：富士通 Japan 株式会社
- 中国残留邦人等支援給付システム：富士通 Japan 株式会社（生活保護システムと一体型パッケージ）
- 生活保護等版レセプト情報管理システム：株式会社法研
- ハードウェア：デスクトップワークステーション、ノートPC、プリンタ 等
- ネットワーク環境：個人番号利用事務系
- 国保連合会用専用端末（専用線）
- オンライン資格確認システム用統合端末（専用線）

(2) 人口

令和7年2月末現在 397,569 人（中核市）

(3) ユーザー数

約 160 人

(4) 業務端末数

約 160 台（端末は令和7年度中にVDI化予定）

(5) 設置場所

- 豊中市役所第二庁舎 1階及び東分室（豊中市中桜塚3丁目1-1）

- 豊中市役所福祉事務所分室（豊中市庄内幸町5-8-1）

(6) システム連携

- 受信（共通基盤システム経由）
 - 住基情報（関連情報含む）

- 受信（個別連携）
 - 地方税関係情報
 - 障害者関係情報
 - 障害者自立支援給付関係情報
 - 介護保険給付等関係情報
 - 児童手当関係情報
 - 児童扶養手当関係情報
 - 年金生活者支援給付関係情報
 - 固定資産税情報
 - 軽自動車税情報
 - 市営住宅関連情報
 - 市民健診受診情報
 - 小・中学校給食費情報

- 送信
 - 中間サーバー
 - 共通基盤システム

4. システム開発上の要件

(1) 標準準拠

地方公共団体情報システム標準化基本方針や各種標準化仕様書など国の定める標準化関連指針全てに準拠することを求めます。従って、開発途中でも、国の動向に合わせ仕様変更等に柔軟に対応することを求めます。システムの標準化適合性確認については地方公共団体システム標準化基本方針にて「共通化標準化基準の適合性確認」に定められた通りとなりますが、国の動向などを見据え、検収時点での基準に沿って適合性を評価する想定です。

(2) ガバメントクラウドの活用

共同利用方式の場合、国の利用及び接続環境・契約方法等の整備が十分にされていることを前提に、システム稼働からガバメントクラウド上で稼働することを前提にします。また、システム開発・保守だけではなく、ガバメントクラウド運用管理補助者についても一括で本システムの開発・保守事業者へ委託することが望ましいと考えておりますが、御意見（例：ガバメントクラウド運用管理補助者は別途調達にしてほしい等）があれば「(様式1) 情報提供書」の「その他」にて情報提供をお願いいたします。単独利用方式の場合は、本市が指定する仮想化基盤上にシステムを構築することを前提とします。なお、中国残留邦人等支援給付システムについては、ガバメントクラウド上での稼働、または本市が指定する仮想化基盤上にシステム構築する想定です。

5. 情報提供方法

(1) 提出方法

本件に参加いただける場合、次の要領で御連絡ください。

- ア 情報提供依頼書を参考に、「(様式1) 情報提供書」に記載事項を入力してください。
- イ 「8 問合せ・提出先」に記載のメールアドレス宛に送付してください。なお、メールの件名は「【情報提供】生活保護システム標準化情報提供依頼【貴社名】」としてください。メール送信後、「8 問合せ・提出先」に記載の連絡先宛てに到着確認の御連絡をお願いします。

(2) 提供資料一覧

情報提供を依頼するに当たり、本市より提供する資料は以下のとおりです。

資料名	説明	備考
情報提供依頼書	本書類	
情報提供書	本情報提供依頼に対する情報提供の回答を記載いただく書類	様式1
質問票	情報提供依頼に関し貴社から質問がある場合に提出いただく書類	様式2

(3) 提出期限

情報提供意向の提出は令和7年5月23日（金）までをお願いします。

6. 情報提供依頼に係る質問の受付について

(1) 質問方法

本情報提供依頼について質問がある場合は、次の要領で御連絡ください。

- ア 作成方法：「【様式2】質問票」に質問事項を入力してください。
- イ 通知方法：「8 問合せ・提出先」に記載のメールアドレス宛に送付してください。
なお、メールの件名は「【質問】生活保護システム標準化情報提供依頼【貴社名】」としてください。メール送信後、「8 問合せ・提出先」に記載の連絡先宛てに到着確認の御連絡をお願いします。
- ウ 質問受付期限：質問票の提出は令和7年4月25日（金）正午までをお願いします。
- エ 質問の回答：質問内容に関する回答は、次のとおりとします。回答日：令和7年5月9日（金） 回答方法：質問回答の一覧を、全参加事業者の担当者へ電子メールで送信します。なお、回答日より早く回答の準備が完了した場合、前倒して回答します。

7. 留意事項

- 本情報提供依頼は、標準準拠システム等に関する技術や価格等の各種情報の情報収集を目的としており、今後の調達に直接関与するものではありません。
- 今回の情報提供依頼に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが行われることはありません。また、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。
- 本RFIを辞退した事業者について不利益に取り扱うことはありません。
- 提供された情報は、本市および現行システムの保守を委託している事業者において利用します。また、国への状況報告等に利用する場合があります。
- ご提供いただいた情報・資料は返却いたしません。
- 本RFIに伴い、本市が提供する資料および質問回答の内容は、本RFIに関する作業以外には使用を禁じます。
- 本RFIの実施に要する一切の費用は、参加者の負担とします。
- 本RFIで提示する資料に記載された内容は、作成日現在で本市が把握又は想定している情報等に基づくものであり、今後変更となる場合があります。
- ご提供いただいた情報・資料に関して、後日ヒアリングや製品デモンストレーションの依頼等を行う場合があります。

8. 問合せ・提出先

所在地：〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1-1

担当課：豊中市役所福祉事務所

担当者：山口、今西、山本

TEL：06-6858-2757（直通）

Mail：seikatsu@city.toyonaka.osaka.jp